

筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１３６条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１３６条第２項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年７月３日

大分地方法務局筆界特定登記官

記

１ 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和８年第１２号

対象土地 大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２８２０番４２
大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２９１４番２

手続番号 令和８年第１３号

対象土地 大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２８２０番４２
大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２９１４番３

手続番号 令和８年第１４号

対象土地 大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２８２０番４２
大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２９１８番１

手続番号 令和８年第１５号

対象土地 大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２８２０番４２
大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２９１８番２

手続番号 令和８年第１６号

対象土地 大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２８２０番４２
大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２９１９番１

手続番号 令和８年第１７号

対象土地 大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２８２０番４２
大分県杵築市大字南杵築字中ノ原２９１９番２

２ 関係人の氏名又は名称

中坂昭男相続人

３ 通知をすべき事項

- (１) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
- (２) 上記(１)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。